平成２２年（フ）第４９９号
北九州市門司区社ノ木２丁目２番22ー501号
債務者　法本　礼子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５１１号
北九州市八幡西区永犬丸西町２丁目10番４―202号
債務者　城戸　史夫
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５１２号
福岡県中間市蓮花寺３丁目23番１号
債務者　百合川直樹
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５１３号
北九州市門司区花月園13番204―101号
債務者　池永　美香
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０７号
青森県八戸市根城６丁目17番12号根城パークタウンⅢ－Ｂ
債務者　佐々木文子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
広島県福山市曙町１丁目９番17―201号、前住所広島県福山市御門町２丁目５番６―801号　ローズタワー御門
債務者　山金　文江
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７２号
青森県五所川原市大字新宮字岡田184番地45
債務者　原田　正榮
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
青森県五所川原市大字新宮字岡田184番地45
債務者　原田優美子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
神奈川県横須賀市上町１丁目37番地　第９柳荘１Ｆ
債務者　川崎むつえ（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１２４号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目30番13号　浦賀ロジンズＣ―101
債務者　藤井美登里（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１３１号
神奈川県逗子市逗子５丁目13番13号
債務者　山咲　徳子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１４０号
神奈川県横須賀市佐野町２丁目24番地
債務者　石川　郁美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０８号
島根県安来市荒島町1777番地１　ソフィアコートＢ201、前住所千葉県木更津市真舟２丁目31番18号
債務者　渡邉紀代美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８４号
山口県周南市大字徳山5811番地の６　市営住宅２―50号
債務者　田村　優子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１８９号
熊本市城南町塚原207番地４
債務者　岡田　啓介
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４５号
熊本市城山大塘１丁目13番27号
債務者　中村　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６７号
熊本県合志市須屋574番地１　県住７棟501号
債務者　山畠　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

第明治三十二種五郵便物認可